八　農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従って衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

九　漁業監督官が、八により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。

○農林水産省告示第八百九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、いか釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数

一九七隻

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年三月二十六日から同年六月二十六日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号。以下「協定」という。）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業する場合には、ロシア連邦の入漁許可を受けるとともに、ロシア連邦の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

二　協定で規定している水域を除く外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

三　七のへに掲げる海域において操業する場合には、水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

四　集魚灯を全て設備した状態で、その消費電力の総和が二百五十キロワットを超えてはならない。

五　自動いか釣り機の設置台数は三十四台以内とする。

六　公海において、さけ・ます類を偶然に漁獲した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。

七　次に掲げる海域における操業を禁止する。

イ　北緯四十六度九秒の線以南のオホーツク海の海域

ロ　北海道久遠郡せたな町茂津多岬灯台中心点正北の線以東、北緯四十五度四十分八秒の線以南の日本海の海域

ハ　次の点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域

(i)　最大高潮時海岸線上北海道広尾、幌泉両郡界

(ii)　最大高潮時海岸線上北海道広尾、幌泉両郡界百六度三十分二十海里の点

(iii)　北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点南東三十海里の点

(iv)　北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点南西三十海里の点

(v)　北海道様似郡様似町様似港西防波堤灯台中心点南西十七海里の点

(vi)　最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点

(vii)　最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界

ニ　青森県八戸市鮫角灯台中心点真方位九十度線以北の海域のうち、同灯台中心点から沖合三十海里以内の海域

ホ　北緯二十度の線以北、東経百六十九度五十九分四十四秒以西の太平洋の海域のうち、次の点を順次に直線で結ぶ線以西の海域（日本海、黄海及び東シナ海の海域を除く。）及び長崎県長崎市野母崎突端正西の線以南の海域

(i)　北緯二十度東経百四十一度五十九分四十八秒

(ii)　北緯三十五度十二秒東経百四十一度五十九分四十八秒

(iii)　北緯三十五度十二秒東経百四十一度五十九分四十八秒と北緯四十度十一秒東経百四十三度五十九分四十六秒を直線で結ぶ線と宮城県石巻市金華山頂上を通る緯度線との交点

(iv)　宮城県石巻市金華山頂上

ヘ　東経百三十五度五十九分四十九秒以西の北緯四十一度九秒の線、次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び北緯三十度十三秒以北の東経百二十五度五十九分五十三秒の線並びに陸岸により囲まれた海域から協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域を除いた海域のうち、日本国の排他的経済水域並びに漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（平成十一年条約第三号）第九条第一項及び第二項に規定する水域

(i)　北緯四十一度九秒東経百三十五度五十九分四十九秒の点

(ii)　北緯四十七度七秒東経百四十度五十九分四十六秒の点

(iii)　北緯四十七度七秒東経百四十一度五十九分四十五秒の点

(iv)　北緯四十六度八秒東経百四十一度五十九分四十六秒の点

(v)　北緯四十六度九秒東経百四十九度五十九分四十三秒の点

(vi)　北緯四十四度九秒東経百四十八度五十九分四十三秒の点

(vii)　北緯四十度十一秒東経百四十三度五十九分四十六秒の点

(viii)　北緯三十五度十二秒東経百四十一度五十九分四十八秒の点

(ix)　北緯三十度十三秒東経百三十一度五十九分五十一秒の点

(x)　北緯二十度の線以北、東経百六十九度五十九分四十四秒の線以西の太平洋の海域における

八　か釣り漁業の操業は、毎年三月一日から四月三十日までの期間中は、禁止する。

九　農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従って衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

十　漁業監督官が、九により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。